

輸出検査実施要領（令和５年２月２０日付け４消安第５９０４号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的及び定義） 第１ （略） ２ 「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令和５年９月６日付け５消安第３１８２号農林水産省消費・安全局長通知。<u>以下この項において「二国間生果実実施要領」という。</u>）の対象生果実として、各別紙の１に<u>規定する</u>生果実の輸出検査については、「二国間生果実実施要領」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 <u>３ 「欧州連合加盟国及び英国向け盆栽輸出検査実施要領」（令和８年７月１７日付け８消安第１５６３号農林水産省消費・安全局長通知。以下この項において「盆栽検査実施要領」という。）に規定する盆栽の輸出検査については、「盆栽検査実施要領」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</u> <u>４～６</u> （略）	（目的及び定義） 第１ （略） ２ 「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令和５年９月６日付け５消安第３１８２号農林水産省消費・安全局長通知。<u>以下「二国間生果実実施要領」という。</u>）の対象生果実として、各別紙の１に<u>規定される</u>生果実の輸出検査については、「二国間生果実実施要領」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 （新設） <u>３～５</u> （略）

附 則

この通知は、令和８年９月１日から施行する。ただし、第１の２の改正規定は同年７月１７日から施行する。